

反問権の検討事項一覧表

資料 No.2 9/19 現在

(1) 反問権の付与（行使）に関する根拠の形式	区分(内容)	委員会案
* 飯田市議会に適した取り決め形式は → <u>会議規則で規定し、要綱と運用指針を定める。</u>	会議規則	○
	要綱	○
	運用指針	○

(2) 反問権を付与（行使）する対象（会議）	区分(内容)	委員会案
* 保留	①代表質問	○
	②一般質問	○
	③審議議案に対する質疑	保留
	④委員会での質疑	保留
	⑤協議の場（協議会等）	保留
	⑥その他（議員の修正案　　）	保留

(3) 反問が行使できる者	区分(内容)	委員会案
* どの範囲まで行使できる者とするか → ②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ (※部長職・課長職が答弁に立った場合は、市長・副市長・教育長等や直属の部長職も行使できる。)	①執行機関側答弁者（市長及び執行機関の長、説明員）すべて	
	②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ	○
	③その他（　　　　　　　　　）	

(4) 反問権の内容の範囲	区分(内容)	委員会案
* 「趣旨を明確にするため」ということこそが範囲。 (反問権の定義) 反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、 <u>質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである。</u>	①質問の趣旨や内容の確認をおこなうもの。「聞き直し」を含む。 <u>※聞き直しは、反問権に含めない。</u> <u>先例により運用。</u>	○ 反問権に含めず
	②質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの	○
	③質問の背景や根拠を問うもの	○
	④質問者へ代替案の提示を要求するもの又は、質問者の考え方を問うなどの逆質問を行うもの	○
	⑤質問者への反論	×

(５) 質問時間の扱い	区分(内容)	委員会案
* 一般質問等で、反問権の行使により発生した時間の取扱い	①質問時間を含む	
	②質問時間に含まない	○

(６) 反問の回数	区分(内容)	委員会案
* 発言回数 反問の（発言）の制限をするか、否か	制限する	
	制限しない	○

(７) 議長・委員長の裁量	区分(内容)	委員会案
* 裁量の範囲の設定 反問の行使を認めるか否かに対する裁量	反問の内容がそぐわない場合	○
	認めた範囲を超えた場合 (制限のある場合)	○
* 発言の制限、催促	明らかに議論でない場合 (不規則発言、感情的発言、口論)	○

(８) その他の規定	区分(内容)	委員会案
* 反問権を行使する場合の手順に関する規定 → 要綱及び運用指針で定める。	執行機関側が反問権を行使する旨の 申出・宣言 →議長・委員長の承認 →発言	○
* 反問に対する議員の答弁義務の規定	規定あり	○

飯田市議会告示第 号

飯田市議会における反問権の実施要綱を次のように定め、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

飯田市議会議長 清 水 勇

飯田市議会における反問権の実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場（以下「本会議等」という。）における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問 本会議等での議員の質疑又は質問に対し答弁を的確に行うため、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 反問権 反問を行うことができることをいう。
- (3) 答弁者 本会議等で議員の質疑又は質問に対して答弁を行う者をいう。

（反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議等において議長又は委員長の許可を得て、反問権を行使することができる。

- 2 反問権を行使することができる答弁者は、市長その他反問の対象となる質疑又は質問に関する事務を所管する者とする。
- 3 答弁者は、反問権の行使の開始と終了を明確にしなければならない。
- 4 議長は、持ち時間制による質問において答弁者が反問権を行使した場合にあっては、反問及び反問への回答に係る時間は質問の持ち時間に含めず、議事進行に支障がない範囲内において別に必要な時間を確保するものとする。
- 5 議案の質疑において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び議員の回答は、質疑の回数に含めないものとする。
- 6 議長又は委員長は、反問の内容が反問権の行使の趣旨に合わないとは判断した場合は、注意又は制止することができる。

（議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に対して回答するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

○反問権の運用指針（案）

1 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問権の行使により質疑又は質問の趣旨を明確にしたい旨を議長又は委員長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長又は委員長は、反問権の行使の許可を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において答弁者の反問権の行使を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問権の行使の許可を得た後、答弁者は議員に反問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。
- (6) 議長又は委員長は、必要に応じて反問を行った答弁者に反問の終了を確認する。
- (7) 議長又は委員長は、反問及び反問に対する回答が終わったと判断したら、反問権の行使の終了を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において反問の終了を宣告した場合、事務局に対して残時間の停止の解除を指示する。

2 反問への回答場所について

議員は、反問があったときは、次に掲げる場所において回答するものとする。

- (1) 本会議の代表質問及び一般質問 質問席
- (2) 上記以外の会議 演台自席

3 その他

反問権の定義及び議会での反問権付与の検討経過について、議会側と執行機関側で確認をした事項は次のとおり。

【確認事項】

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する。

~~—(反問権の定義)—[要綱にあるため削除]~~

~~—反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである。—~~

(議会での反問権付与の理由)

○市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。

○市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。

○反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

反問の具体的な運用例〔本会議 一般質問〕：

議員（質問席）：〔 質問 〕

市長（演台）： 議長（市長挙手）

議長（議長席）： 市長（指名）

市長（演台）： ただいまの□□議員の質問（質疑）について、質問の趣旨を明確にした
いため、反問権の行使を許可願います。

議長（議長席）： ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。
事務局は、これより残時間を停止してください。

市長（演台）： □□議員の△△については、××ということの趣旨でよろしいですか。

議長（議長席）： □□議員。（指名）

議員（質問席）： ただいまの市長からの反問について、お答えします。
△△については、××ということです。以上で、反問に対する回答とい
たします。

議長（議長席）： 反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長（演台）： （挙手）

議長（議長席）： 市長。（指名）

市長（演台）： これで反問を終了いたします。

議長（議長席）： 以上で反問権の行使を終了いたします。
これより、一般質問を再開いたします。
事務局は残時間の停止を解除してください。
市長。（指名）